事務所のご案内

住所　〒491-0859　一宮市本町4-1-3　ITKビル602

【お車でお越しの方】
お手数ですが、付近の市営駐車場をご利用ください。
【交通機関でお越しの方】
JR尾張一宮駅、名鉄一宮駅の東口を出て徒歩5分。
事務所はビルの6Fにございます。

平尾法律事務所

愛知県弁護士会所属　登録番号39707

弁護士　平尾 憲一

お問い合わせ 0586-85-6021

受付時間　平日9：00～18：00　夜間土日祝相談も可能

E-mail　info@hirao-law.com　URL　https://hirao-law.com

HIRAO LAW OFFICE

平尾法律事務所

HIRAO LAW OFFICE

経営者と共に歩む弁護士

経営者目線でリスクからの不安を解消します

心によりそう法律サービスで
お客様の笑顔･明日への活力を創造します。

事業承継・廃業問題

近年事業承継の必要性は高まっているものの、制度が難しい、費用が高い、承継相手が見つからない、また親族で話し合った結果、事業承継問題がそのまま相続問題に発展してしまった。などの話をよく耳にします。弁護士に事業承継を依頼するメリットは、法的リスクを予測しながら弁護士と共に計画を立てることができる点です。
様々なリスク回避のお手伝いをさせていただきます。

相談内容
- 会社の合併・分割・設立、事業譲渡、株式譲渡、株式交換、株式移転など
- 事業承継に伴う遺言者の作成、遺産分割に向けた生前協議

労働問題

従業員から会社を相手に訴訟を起こされる場合の理由は、不当解雇、残業代請求、セクハラ、パワハラ、配転無効、労災など多岐にわたりますが、それらの問題を解決するための方法の1つは就業規則等の社内規程の整備です。
社内規程がしっかりしていれば、それに沿った対処をすることができます。
しかしそれでも問題が起こってしまった場合には、問題を大きくしないために何に気を付けたらよいのか、また労働問題に発展する可能性のある問題を抱えている場合には、どのような手順で事を進めていけばよいのかなど、アドバイスいたします。

相談内容
- 不当解雇・残業代請求・セクハラ・パワハラ・配転無効・労災等、従業員とのトラブルの対応全般
- 労働組合との話し合いの代理

企業倒産再生

経営悪化や赤字の累積、連鎖倒産など、会社の経営が行き詰まってしまった時にどのように会社を建て直すかは、経営者の方のみならず取引先や従業員の方にも影響する問題です。

経営状況に関する事情をお聞きし、会社の収支や財産状況を分析した上で適切な再建措置をとる為のお手伝いをいたします。

相談内容
倒産処理(破産・民事再生・会社更生など)

経営上のトラブル

「商品を間違えて契約してしまった。」「契約相手が約束した商品数を納めない。」「納品された商品の不具合が多い。」など、商品やサービスに関して取引先や顧客との間で問題が生じた場合は、契約書及び法律上どのような事が求められているのかを正しく認識し、適切な対応を取ることが必要になってきます。また、問題発生後に対応するのではなく、契約を締結する前に問題となりうる点を予測して、締結交渉に向けたアドバイスを致します。

相談内容
発注ミス、商品の不足、商品の不良・代金の不払い・商品不良に伴う損害賠償、契約締結交渉、契約書検討レポートの作成

クレーマー対策

お客様より高額な迷惑料を要求されたり、お客様の怒りがどうしても収まらないような場合、会社に非がある部分は適切に対応しなければなりませんが、無理に相手の要求に応じることはありません。

会社にとって不利益となるような要求に対してどのように対応すればよいのか、適切な対応をアドバイスいたします。

相談内容
高額な支払い要求、いやがらせ、執拗な電話・メールの対応、警告書の作成

債権回収

完了している作業や納品済みの商品に対し代金が支払われない場合は、訴訟をする等して代金を回収することができます。
回収の際には相手方に代金を回収できるだけの財産があるかどうかを調査しますが、意図的な財産の消費や隠匿・第三者への移転などに対しどのような対策をとっておけばよいか等も適切にアドバイスいたします。

相談内容
代金の未納、支払い能力の調査、財産の保全措置

社内紛争

企業を維持・発展させる上で役員交代等が必要であることは否めません。
しかし、交代も法律に規定された適切な手続きを経ないと後々紛争になります。
「法律上の手続きを経ないで取締役を解任された。」「入院中に社長の座を奪われた。」などといった適切でない場合は決議の無効を求めることも可能です。
役員紛争に至る前に手続きを踏まえたアドバイスを致します。

相談内容
無断解任、多数派工作、
適法な株主総会運営・取締役会運営の補助

従業員のトラブル

従業員が起こした問題についても、場合によっては会社が責任を負わなければいけない事があります。
また、取締役等の役員が、自分の利益を図るために会社の利益に反する取引をしようとしている場合には、会社を守るためこれを未然に防ぎ、またそれによって損害を被った場合には損害賠償請求をする必要があります。
状況に応じた適切な対応をアドバイスいたします。

相談内容
横領、不正取引、従業員の借金問題、取引先での
犯罪行為、従業員の給与に対する差押さえへの対応

経営者と共に歩む弁護士

企業にトラブルが生じた場合に最適な対処をすることはもちろん、トラブルが生じないよう法的に強固な組織づくりをしていきます。
さらに、企業経営にとってプラスになる弁護士となることを目指しております。

経営者の方の心に寄り添ったサービスを提供します。

ご相談に対し、御社の特性を活かした最適な解決策を提案します。

ワンストップサービスの総合事務所を目指します。

今まで個々に相談していた分野の問題も、
各種専門業者との連携により一挙に解決します。

明確な料金設定を目指します。

ご依頼者様が問題解決後の料金に驚かれることがないよう、
事前にお見積りさせていただき、
ご理解いただけるまで丁寧に説明させていただきます。

弁護士あいさつ

昨今、企業活動におきまして、個人情報流出、不利益情報の隠蔽、株主・役員間による紛争により企業活動の継続が困難となり多大な損害を被る事例が散見されます。

企業規模にかかわらず、上記リスクを防ぐためには日頃から企業活動にコンプライアンス上の問題点がないかについて弁護士と共に経営者の皆様がチェックできる体制が整っていることが重要です。
当事務所の顧問契約には料金に応じてコンプライアンス遵守の体制を整えるためのサービスを用意しております。

顧問契約を締結するか否かご検討いただく前に、是非当事務所の無料の弁護士面談サービスをご利用ください。
御社に訪問させていただき、今後予想されるリスクをお話させていただきたいと思います。

弁護士　平尾 憲一

平尾法律事務所
愛知県弁護士会所属　登録番号39707

お問い合わせ 0586-85-6021
受付時間　平日9：00～18：00　夜間土日祝相談も可能
E-mail info@hirao-law.com　URL https://hirao-law.com